

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の概要

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正

総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品取引契約について、勧誘の受諾意思を確認する方法として、一定の取引関係にない個人顧客に対しては、訪問・電話によることを禁止することとする。また、総合的な取引所における商品関連市場デリバティブ取引について、両建て勧誘の禁止、両建てに類する取引の受託の禁止、向かい玉の禁止、差玉向かいの説明義務の対象とすることとする。

(第 117 条、第 275 条関係)